

中央公民館の利用規則

- (1) 開館時間 午前 9 : 00～午後 9 : 00
- (2) 休館日 火曜日、祝日、慰霊の日、12 月 29 日～1 月 3 日
- (3) 公民館を使用する者は、その 7 日前までに、公民館使用許可申請書を提出し、許可を受けて下さい。
- (4) 公民館を利用するものは次の事項を守って下さい。
 - ①使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。
 - ②危険物、又は動物を持ちこまないこと。ただし、身体障がい者補助犬法の認定をうけているものを除く。
 - ③施設敷地内で喫煙又は火気を使用しないこと。
 - ⑤許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしないこと。
 - ⑥使用後はもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
 - ⑦所定の場所以外へ立ち入らないこと。
 - ⑧使用する責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告すること。

(単位：円)

種別	使用料 (附帯備品を含む。)						
	午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～21 時	昼間 9 時～17 時	昼夜間 13 時～21 時	全日 9 時～21 時	冷房費 1 時間につき
集会場 (舞台を含む。)	(平日) 7, 330	9, 780	9, 160	19, 560	21, 380	31, 160	1, 500
	(土・日) 8, 790	11, 730	10, 990	23, 470	25, 650	37, 390	
研修室	1, 080	1, 450	1, 080	2, 900	2, 900	4, 350	600
児童室	880	1, 180	880	2, 360	2, 360	3, 550	
視聴覚室	1, 380	1, 850	1, 380	3, 700	3, 700	5, 550	
調理実習室	1, 650	2, 200	1, 650	4, 410	4, 410	5, 720	1, 000
多目的室	2, 160	2, 900	2, 160	5, 800	5, 800	8, 700	1, 200
備考	(1) 使用時間の超過及び練習等のための使用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。 (2) 特別の設備をして、電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。 (3) 宜野湾市民会館常置の備品を使用する場合は、 宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 62 年宜野湾市教育委員会規則第 1 号) に定めるところにより、所定の手続きをしなければならない。 (4) 市民(本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。)以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料(以下「規定使用料」という。)の 100 分の 30 に相当する金額を規定使用料に加算した額とする。ただし、冷房費及び(2)を除く。						